

EU 消費者法における裁判官の権限拡大 (1)

—— 近時の欧州司法裁判所判決の動向 ——

窪 幸治*

要 旨 欧州司法裁判所は、2000年のOcéano Grupo判決において、不当条項指令が要求する消費者保護を実現するため、国内裁判官に、消費者による指令違反の援用の有無にかかわらず、職権で条項の不当性を評価・検討する権限を認める解釈を示し、その解釈は他の消費者保護関連指令に拡張された。その後、2009年のPannon判決では、不当条項指令違反につき職権で検討する義務・責任を認めるに至ったが、同指令以外に関しては、権限に留められている。もっとも、職務権限の程度、〈権限/義務〉の区別の理論的根拠は明白ではない。各判決が述べる理由は、「消費者保護の実効性」や「公益の重要性」であり、各指令の目的・性質を分析する必要がある。また、この〈権限/義務〉は、対審の原則の尊重の上に立っており、この点から各国手続法に関する影響も予想される。そこで本稿は、消費法における裁判官の職務権限に関する欧州司法裁判所の判例の動向を概観し、そこから生じるであろうEU消費法の展望について検討したい。

(1) では、不当条項指令に照らして職権で契約条項の不当性を検討する権限を認めたOcéano Grupo判決から、検討する義務へと進んだPannon判決までの流れを追う。また(2) では、再び権限のみ認めたMartin Martin判決以降の動向、加盟国の国内法への影響を概観した上で、区別の理論的根拠の検討等を行いたい。

キーワード 消費者法、EU指令、裁判官の権限、欧州司法裁判所、対審の尊重

1. はじめに

欧州司法裁判所(CJCE, CJUE)¹⁾は2000年以降、消費者法領域において国内裁判官の職務権限の拡大を認め、消費者の保護の実効性を高めていった。まず、2000年6月27日のOcéano Grupo判決において、不当条項指令が要求する消費者保護を実現するため、国内裁判官に、消費者による指令違反の援用の有無にかかわらず、職権で条項の不当性を評価・検討する権限(faculté, pouvoir)を認めた。その後、複数の判決で権限を確認した後、2009年6月4日のPannon判決では、不当条項指令違反につき職権で検討する義務(obligation)・責任を認めるに至った。

欧州司法裁判所が打ち出したこのような方向性は、元より消費者保護的傾向の強いEU消費者法

を、より確実に加盟各国に浸透させ、手続的観点からその公序性を強化するかに見える。しかしながらPannon判決の後、不当条項指令以外の消費者保護関連指令においては評価する権限に留まるとの判断が示され、いかなる範囲・理由で、消費者法違反の評価が裁判官の権限にとどまり、あるいは、義務まで認めるか、区別の根拠を理論的に解明することが必要となっている。また、対審の原則の遵守の要求は、今後、各国手続法(例えば、支払命令手続)への影響が指摘されている²⁾。そこで本稿は、当該判例の射程・根拠等を明らかにすること、また影響についても触れつつ今後のEU消費法の展開を検討していく。

なお本号(1)では、不当条項指令に照らして職権で契約条項の不当性を検討する権限を認めた

* 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字菓子 152-52

Océano Grupo 判決等から、検討する義務を認めた Pannon 判決までの流れを確認する。

2. 職権で評価する権限を認めた最初の判決

先決裁定の申立てを受けた欧州司法裁判所は、2000年6月27日の Océano Grupo 判決〔①判決〕において、「消費者との間で締結された契約における不当条項に関する1993年4月5日委員会n°93/13/CEE指令」(以下、不当条項指令という)の解釈を通じ、国内裁判官の職務権限として契約条項の不当性を評価する権限を認めた。判決の概要は、以下の通りである。

① Océano Grupo 事件：欧州司法裁判所2000年6月27日判決(C-240/98～C-244/98, Rec.p.I-4963)

(事案の概要)

スペイン各地に居住する消費者Yら5名は、同国の出版社Xら(Océano Grupo社ほか)から、百科事典を分割払で購入した。ところがYらは、期日に支払額を支払わなかったため、Xらが契約に含まれる管轄条項に基づき、Xらの本社所在地のあるバルセロナ35番第一裁判所に「juicio de cognición」(制限された額に関する係争に留保された簡易訴訟)手続を申し立てた。

当時、不当条項指令はスペイン法に転換されておらず、バルセロナ裁判所は、共同体指令の根拠のみに基づき、職権で裁判管轄権付与条項を、明確に提起されたところによって、不当と宣言しうるかについて照会するため、不当条項指令が、「消費者に対して、指令が国内裁判官に、通常裁判所で開始された請求の受理可能性を検討する際、職権で、判断を委ねられた契約条項の不当性を評価することを認めるか?」という先決問題を欧州司法裁判所に付託した。

(判旨)

〔1〕消費者と締結される契約における不当条項に関する、1993年4月5日の理事会93/13/CEE指令が消費者に保障する保護は、国内裁判官が、国内裁判所の前で開始された請求の受理可

能性を検討するとき、職権で契約条項の不当性を評価しうることを含む。

2) 国内裁判所は、上述の指令以前・後の国内法規定を適用するとき、可能な限り、当該指令の条文及び目的に鑑み、それらを解釈する責任がある。規定に適った解釈の要請は、特に、国内裁判官が、不当条項により付与された管轄を引き受けることを拒絶することを可能にする解釈に特権を与えることを要求する。〕

この事件では、実体面で専属管轄条項が不当条項指令に照らして不当と判断されるか、手続面で裁判官が職権での評価権限を認めうるのか、また転換前のEU指令の国内的効力いかに問題となった。

まず実体面に関しては、不当条項指令3条は契約条項が不当と宣言される基準として、個別交渉がないこと、事業者にもたらされる利益と対応する消費者の不利益による契約上の不均衡、不誠実を挙げて、また「指示的かつ網羅的でない不当と宣言されうる条項リスト」(3条3項)として列挙される別表1q)では、「特に、専ら消費者に法規定により覆われない仲裁廷に申し立てることを課し、不当に消費者に委ねられた証拠方法を制限し、又は、消費者に、適用可能な法により、通常他方の契約当事者に帰すべき証明負担を課すことで、消費者による提訴もしくは上訴の行使を消滅させ、又は、妨げる」目的又は効果を有するものとしており、不当性を認めている。

事業者の本拠地の管轄裁判所に管轄権を付与する条項は、一定数の消費者に居住地外で提訴を強いるもので、出頭費用が嵩む結果、消費者は、係争利益の大小や訴訟結果の不確実性等を考慮して、提訴の断念に至ることが指摘されており、別表1q)に該当するとの結論は妥当である³⁾。

転換前の指令の国内的効力に関しては、指令が署名国に関してのみ義務を創設しうることを考慮して、期限内の転換がなく、内容が「無条件かつ十分に明確」である場合に直接効を認める原則⁴⁾、1990年11月13日 Marleasing 判決⁵⁾等に従い、

指令の適的な解釈を国内裁判官に要求している。

そして本判決は、本稿の目的である国内裁判官の職権に関して、条項の不当性につき当事者の援用に委ねていると、「法の無知」により消費者に、無視できないリスクが存在するため、「職権で条項の不当性を検討する不当条項によって与えられた faculté (権限)」を認めている⁶⁾。

そして、その理由付けに関しては、一般的に不当条項は「消費者を拘束しない」こと(不当条項指令6条)、構成国に当事者にそのような条項の「使用を差し止める」ため、「適切かつ有効な方法」を提供することを命じる(同7条)ことを挙げるにとどまる。

なお、評価権限を超え、義務を課すことも検討されたが、実質的に対審を保障することで欧州人権条約6条1項の定める公正な手続の保障には十分であり、逆に権限に留めることで裁判所による過度の介入を避けたもの、との指摘がある⁷⁾。

結局、消費者の事業者に対する劣位にあるという事実、弱い当事者保護の論理は、裁判官が消費者の有利になるよう、法廷の不在、又は、消費者に好ましい条文の無知を取り繕うため、職権で紹介して埋め合わせることを認める、という一般論によることになる⁸⁾。しかし、この欧州司法裁判所の採用した解決は、事業者と契約関係にある消費者を保護する、その他すべての指令の適用に関しても有用である。共同体指令の条文の実効性の名において、この解釈はそれゆえ、発展しうると考えられた⁹⁾。

3. Océano Grupo 判決の承継

国内裁判官に、職権で条項の不当性を検討する権限を認めた Océano Grupo 判決の論理につき、2002年11月21日 Cofidis 判決〔②判決〕、2006年10月26日 Mostaza Claro 判決〔③判決〕が、繰り返し確認していった。

その後、2007年10月4日 Rampion 判決〔④判決〕では、「1998年2月16日、欧州議会及び理事会98/7/CE指令により修正されたところの、消費者信用に関する構成国の法律、規則及び行政

上の規定を近接に関する、1986年12月22日理事会87/102/CEE指令」(以下、消費信用指令という)の違反に関しても、国内裁判官に職権で評価・検討する権限を確認し、消費者保護指令全般への同論理の展開を示している。

② Cofidis 事件¹⁰⁾：欧州司法裁判所2002年11月21日判決(C-473/00, Rec. p. I-10898)

(事実の概要)

フランス会社である X (Cofidis 社) が、消費者 Y との間で締結した信用契約の金銭支払訴訟をウィーン小審裁判所に提起した。そこで問題となったのは、表面に大きな文字で「金銭積立の無償の請求」とある一方、裏面に小さな文字で約定利率及び違約条項の記載がある、裏表1枚に印刷された信用申込書である。同裁判所は、当該融資条項は読解のしやすさを欠き、消費者が特に目立つ「無償」に引き寄せられ誤認してしまう点で、不当と考えた。

他方で、ウィーン小審裁判所はフランス消費法典L.311-37条に定められた2年間の出訴期間を定める異議手続規則により、不当条項であるとしても、無効判断はできないとも考えた。

そこで、ウィーン小審裁判所は、不当条項「指令により定められた消費者保護体系に適切な解釈の要求は、事業者により契約した消費者に対して開始された支払訴訟を申し立てられた国内裁判官に、消費者の請求又は職権で、契約が審理開始2年より前に生じた以上、契約を無効とするあらゆる不当条項を取り消すことを禁じ、したがって、事業者に裁判上上記条項を利用し、当該条項を訴訟の基礎とすることを認める点で、[※フランス]消費法典L.311-37条に定められたような、異議手続規則を退けることを命じるか？」との先決問題を欧州司法裁判所に付託した。

(判旨)

Océano Grupo 判決(理由26・28)を引き、不当条項指令6・7条を達成するため、条項の不当性を裁判官が職権で検討する権限が、消費者の実効的保護を確保するため必要との理由を挙げた上

で、「事業者により消費者に対して提起され、かつ、彼らの中で締結された契約に基礎づけられた訴訟において、国内裁判官に、出訴期間につき、職権又は消費者により提起された異議により、上述契約に挿入された条項の不当性を禁止する規則を妨げる。」とした。

③ Mostaza Claro 事件：欧州司法裁判所 2006 年 10 月 26 日判決 (C-168/05, Rec. I-10437)

(事実の概要)

消費者 X (Mostaza Claro) は Y (Móvil) と、契約に係る紛争を AEADA (ヨーロッパ仲裁及び仲裁人協会) の仲裁に委ねるとの仲裁条項を含む、携帯電話回線の加入契約を締結した。その後最低加入期間を遵守しなかった X に対して、Y は AEADA への仲裁手続を開始し、拒絶の場合には裁判手段が残ることを説明して、仲裁を拒絶するため 10 日間を与えたが、X は本案の論拠を示したが、仲裁手続の破棄も仲裁合意の無効も採用しなかった。X は、AEDAE により下された仲裁決定への不服を移送裁判所であるマドリッド第 1 審裁判所に仲裁決定への不服を申し立てた。

マドリッド第 1 審裁判所は、X が仲裁手続内で仲裁合意の無効も、不当条項指令に適合的な国内法の解釈も採用していないことから、「指令が保障する消費者保護は、消費者が仲裁手続内でなく、仲裁決定の取消訴訟内で当該無効を援用したとき、取消訴訟を申し立てられた裁判所は、仲裁合意の無効を評価し、上述の仲裁合意が不当条項をなすとの理由から、決定を破棄することを含むか？」との先決問題を欧州司法裁判所に付託した。

(判旨)

Océano Grupo 判決及び Cofidis 判決を引き、職権での検討する権限があることを理由に挙げた上で、不当条項指令は「仲裁決定の取消訴訟を申立てられた国内裁判所は、消費者が仲裁手続内でなく、もっぱら取消訴訟内で、仲裁合意の無効を援用したとしても、上述合意の無効を理由として、仲裁合意の無効を評価し、この決定を取り消すことを含む意味で、解釈されなければならない。」

とした。

④ Rampion 事件：欧州司法裁判所 2007 年 10 月 4 日判決 (C-429/05, Rec. p. I-08050)

(事実の概要)

売主 Y₁ (K par K) による訪問販売を受けた消費者 X ら (Rampion 夫妻) は、窓を、総額 6150€、専門積算士による見積りから 6~8 週間以内に引き渡す内容の売買契約を締結した。同日、X らは Y₂ (Franfinance) に対して、売主の口座の記載はあるが、融資される財産を特定されていない形で、購入資金の与信申込みを行った。その後、注文した窓が引き渡されたが、中枠が寄生生物に荒らされていた。

そこで X らは Y らに、売買契約がフランス消費法典 L. 311-20 条に要求される引渡し期限を正確に記載していないことを理由とする売買契約の無効 (予備的に、助言義務違反を理由に取消)、及び、付随して信用契約の取消をサント簡易裁判所に申し立てた。対して Y らは、売買・信用契約の間のいかなる依存関係はなく、融資される財産についての記載は与信申込み中存在しないとの主張をした。

サント簡易裁判所は判決を延期し、欧州司法裁判所に消費信用指令「11・14 条は、裁判官に、信用契約が融資される財を記載しない、又は、融資される財の記載なく信用を開始する形式の下で締結されたとき、信用契約及び当該信用のおかげで融資された財又はサービス提供契約の間に相互依存規則を適用することを認める、という意味で解釈されなければならないか？」及び、同「指令は、市場組織に及び、裁判官に職権で、そこから生じる規定を適用することを認める…か？」との先決問題を付託した。

(判旨)

消費信用指令 11・14 条は「11 条に定められた訴訟をなす権利を妨げ、仮に予め信用申込みが融資される財又はサービスを記載する条件下で、それにより事業者とは逆に消費者を利するように解釈され」、また同「指令は、国内裁判官に、職権

で国内法にその 11 条 2 項を転換する規定を適用することを認める、という意味で解釈されなければならない。」

まず Cofidis 判決 [②判決] は裁判官の職権につき、Océano Grupo 判決を引き、国内裁判官に認められた職権で条項の不当性を評価する権限を、「法の無知や、権利行使の困難に出遭うといった無視しえないリスク」を考慮し、「消費者の実効的な保護」を確保するため必要とする。そして不当条項指令が消費者に与える保護は、不当条項を含む契約を締結した消費者が、法・権利を知らないため、又は、提訴費用が理由で行使を断念するにせよ、「当該条項の不当性を援用しようとしないうちに及ぶ」とした¹¹⁾。

そして不当条項を取り除く裁判官の権限に対する時間的制約の定めは、不当条項指令 6・7 条により望まれる保護の実効性を侵害しうる性質を有し、また実際、事業者にとって、消費者から保護の利益を奪い、不当条項の履行を請求するには、国内立法が定める出訴期間満了を待つことで十分という状況が存在している。

そのため「国内裁判官に、出訴期間満了を理由に、職権又は消費者より提起された異議により、事業者により履行が請求された条項の不当性を指摘することを禁止する手続規則は、消費者が被告となる訴訟において、指令が消費者に与えることを要求する保護の適用を過度に困難とする」と考え、「事業者により消費者に対して提起され、両者間で締結された契約に基づいた訴訟において、国内裁判官に失権期間の満了に関して、職権又は消費者により提起された異議により、上述の契約に挿入された条項の不当性を指摘することを禁止する国内規則を妨げる」とした¹²⁾。

なお、2001 年 12 月 11 日の MURCEF 法により、2 年間の出訴期間は廃止されている¹³⁾。

次に Mostaza Claro 判決 [③判決] は、Océano Grupo 判決 [①] 及び Cofidis 判決 [②] を引き、指令が予定する保護は、交渉力同様情報水準の点で「消費者が事業者に対して劣位の状況、

条件内容に関して影響を及ぼしうることなく、事業者により予め作成された条件に附合するしかない状況」にあり、裁判官に認められた職権で条項の不当性を検討する権限は「消費者に実効的保護を保障するため、必要」であり、加盟国に「不当条項が消費者を拘束しない」よう命じる同指令 6 条に追求された目的は、消費者が仲裁手続内で仲裁合意の無効を援用しなかったからといって、仲裁決定取消の訴えにおいて裁判所がこの決定の無効を判断することを妨げないとした¹⁴⁾。また既に欧州司法裁判所は、国内裁判所が、国内法の公序規定の無理解を理由に仲裁決定の取消訴訟を認めており、同様に「共同体規則の無理解に基づく請求を認めるべき」¹⁵⁾ と判断していたことを指摘する¹⁶⁾。

そして不当条項「指令が消費者に保障する保護が立脚するところの公益の性質と重大性は、さらに、国内裁判官が職権で契約条項の不当性を評価し、これをなすことで、消費者と事業者の間に存する不均衡を埋める責任があることを正当化する」として、もっぱら仲裁決定の取消訴訟内で仲裁条項の無効を援用することを認めた¹⁷⁾。

Mostaza Claro 判決 [③] からは、消費者と事業者の間の現実の均衡回復のため、消費者の劣位を埋め合わせる規定の強行性を考慮する責任を正当化する、と職権による検討する権限から、義務へと一歩進める（下記⑤）Pannon 判決への予兆が看取される¹⁸⁾。

最後に、Rampion 判決 [④判決] はまず、加盟国に消費者の利益を考慮し、消費信用指令を適用する又は関連する規定を損なわない、また契約に与えられる特別方式により転換法律が妨げられないよう、留意することを求める消費信用指令 14 条 1・2 項から、同指令の定めていない、フランス消費法典 L. 311-20 条は与信申込みにつき「融資される財産又はサービスを記載する」との条件付加を認める¹⁹⁾。これは同指令の最低限の保護の要請と適合するものと考えられる。

そして、裁判官の職務権限については、上記①～③の 3 判決を引き、消費信用指令 11 条 2 項によ

り追求される目的が、国内裁判官が職権で、転換された国内法を適用する権限を有しなかったならば達せられないと判断し、職権での検討する権限が認められた。まさしく、論理の一般性から、職権での検討する義務が、不当条項指令以外にも広がったわけであり、さらに他のあらゆる消費者保護関連指令に有効であると考えられた²⁰⁾。

4. 指令違反を検討する義務

裁判官の職務権限に関して、欧州司法裁判所が新たな段階を印したのものとして、Pannon 判決 (2009年6月4日判決) [⑤判決] がある²¹⁾。

⑤ Pannon 事件：欧州司法裁判所 2009年6月4日判決 (C-243/08, Rec. p.I-04713)

(事実の概要)

消費者 Y (Sustikné Győrfi) は X (Pannon) の携帯電話サービスへの加入契約を締結した。締結に際しては、Y が一般契約条件を含み、契約と不可分の要素をなす営業規則をよく読んで内容を受領したと定める申込用紙が用いられ、Y により署名がなされている。また同規則には契約に関して生ずるあらゆる紛争に関する管轄を、X 本拠地の管轄裁判所とする管轄付与条項が含まれている。

その後 Y が契約義務に従わなかったとして、X は本社所在の管轄裁判所、Budaörsi 地方裁判所に支払命令を申し立て、同裁判所は命令を宣告した。これに対して、Y は異議をなし、手続は対審となった。

異議審は、Budaörsi と Y の住所である Békés 行政区にある Dombegyház が 275 km 離れ、鉄道又はバスの直行路線がないことから移動可能性が非常に制約されていること、適用可能な手続規則は、管轄裁判所が Y の住所を管轄する Battonya 市裁判所を予定すると指摘したが、ハンガリー民事訴訟法典によれば、冒頭の係争の基礎に基づく防禦の陳述書の提出後は管轄問題を提起することはできないとされていた。

そこで、係争の契約の一般条件にある管轄付与条項の不当性に関して疑いを抱く Budaörsi 地裁

は、欧州司法裁判所に「加盟国が消費者と事業者の間で締結された契約にある不当条項は消費者を拘束しないと表現に従えば、[93/13] 指令 6 条 1 文は、国家法により定められた条件において、消費者が事業者により挿入された不当条項により拘束されなかった事実は、当然に法律から生じるわけでないが、消費者が当該効果に関する請求を申し立てることで、上述不当条項を確認することに奏功することを前提とするか?」、同「指令が消費者に与える保護は、国内裁判官が職権で、まさにこの意味の請求がない、すなわち条項の不当性——係争又は無償の手続の性質が何であろうと——それについて申し立てられた契約の不当性が援用されなかった場合に、判断を行い、そして、したがって職権で、土地管轄固有の検査の枠内で、事業者により挿入された条項を検討することは、国内裁判官の分担として要求されるだろうか?」、[2つめの問題に関して積極的な回答の場合、いかなるものが、国内裁判官が、その検討の枠内で考慮し、評価すべきだろうか?』との先決問題を付託した。

(判 旨)

「1) 消費者と締結される契約における不当条項に関する、1993年4月5日の、理事会 93/13/CEE 指令 6 条 1 文は、不当な契約条項が消費者を拘束しない、そして、この点から、消費者が予めこのような条項に異議を申し立てることに奏功することは必要ない、という意味で解釈されなければならない。

2) 国内裁判官は、そのために必要な法及び事実の要素が提示されるやいなや、職権で契約条項の濫用的性質を検討する責任がある。そのような条項が不当なものと考えられる場合、消費者がそれに異議を提出しないとしても、それは適用されない。この義務は、専属的土地管轄の確認の際にも、国内裁判官に課せられる。

3) これが主件の目的であるような契約条項が 93/13 指令 3 条 1 文の意味で、不当と性質づけられることを理由に、要求された基準に結びつけるかどうかを決定することは、国内裁判官に属する。

これをなし、国内裁判官は、個別交渉の対象をなすことなく挿入され、かつ、事業者の本拠地を管轄する裁判所に専属的な権限を与える、消費者と事業者の間で締結された契約に含まれる条項が、不当と考えられる事実を配慮する責任がある。」

3つの先決問題を Budaörsi 地裁は、欧州司法裁判所へ提起しているが、1つめの消費者の側で不当条項への異議申し立てを行なうことが必要か、という問いは、Océano Grupo 判決で解決済み（不要）である²²⁾。

2つめの消費者の沈黙にあって、職権で「必要な法及び事実の要素を提示される」場合、条項の不当性を検討する責任があることを認めた点が、大きな進歩である。これまで、単なる職権で指摘する権限、自由裁量にとどまっていたことは、大多数の裁判官が職権を用いるとしても、裁判を受ける者にとって、場合によっては消費者の保護が欠け、消費者間の平等取扱いが図られない虞を蔵していた²³⁾。これはヨーロッパ人権条約6条の定める裁判を受ける者の平等原則に損なうものである²⁴⁾。消費法で実務と判例を統合するよう促す大きな利点を呈する。

抽象的かつ一般的な方法を記述された、職業人に対する消費者の法的かつ手続的な劣位の事実は、裁判官の必要に応じた介入を正当化する判決の基礎であり、それはあらゆる消費者契約で確認され、あらゆる消費法違反にとって有効であると考えられた²⁵⁾。

つまり、Océano Grupo 判決同様、裁判官による濫用条項の指摘を「指令の規定により欲せられた保護の、有用な効果を確保することを義務付けられる」として承認する Pannon 判決の理由の一般性は、示された解決があらゆる消費者保護の指令に拡張されることが予測される²⁶⁾。

他方で、欧州司法裁判所は、消費者に裁判官の進行への反対する可能性と、裁判官に対して「このために必要な事実および法の要素」を処分する必要性及び、対審の原則の尊重（当事者に、裁判官のありうる過誤を修正するため、遵守を強いる

ことを可能とする）という制約を課している²⁷⁾。

すなわち裁判所は弁論における事実を依拠し²⁸⁾、消費者に対して、消費法違反を指摘して、消費者が拒まない限りで適用することになる。この対審原則の尊重という点から、今後、命令手続に関する各国法への影響が出てくることも予想されている²⁹⁾。

消費法が単なる消費者保護から市場の規範化へと展開するのに伴い、消費法領域における裁判官の役割も、規則正しく市場規律がさまざまな関係者により遵守されているか、法の目的が遵守されているか、法の適用が実効的であるかについて、夜警するというものが付加されるようになってきたとの指摘もなされる³⁰⁾。したがって、EU 消費法の展開、指令の役割の変容と共に、裁判官の職務権限がどの範囲で認められるか、注目されよう。

(続)

【注】

- 1) 2007年12月13日リスボン条約により EC 司法裁判所 (Cour de justice des Communautés européennes) から EU 司法裁判所 (Cour de justice Union européenne) となった (EU 運営条約 253 条)。本稿では両者合わせて、欧州司法裁判所と呼ぶ。
- 2) Gilles Paisant, L'élargissement, par la CJUE, du pouvoir d'office du juge et le refus de la révision d'une clause déclarée abusive., JCP G 2012, n° 37, p.1637.
- 3) Jean Calais-Auloy et Henri Temple, Droit de la consommation., 8^e éd., Dalloz 2010., n° 489; Marta Carballo Fidalgo et Gilles Paisant, Première interprétation par la CJCE de la directive du 5 avril 1993 relative aux clauses abusives., JCP G 2001, II, 10513.
- 4) 中西優美子「EU 法」(新世社・2012年) 162 頁
- 5) CJCE 13 nov. 1990, *Marleasing*, aff. C-106/89, Rec. I-04135.
- 6) CJCE 27 juin 2000, *Océano Grupo*, aff. C-240/98 à C-244/98, Rec. I-4963.
- 7) Jacques Raynard, Droit européen des contrats: le juge a le pouvoir de relever d'office de le caractère abusif d'une clause du contrat., RTD civ. 2000., p.939.
- 8) M. Carballo Fidalgo et G. Paisant, op. cit., note 3.
- 9) M. Carballo Fidalgo et G. Paisant, op. cit., note 3.
- 10) CJCE 21 nov. 2002, *Cofidis*, aff. C-473/00, D. 2002. AJ. 3339, obs. V. Avena-Robardet; D 2003. Jur. 486, note C. Nourissat; RTD com. 2003. p.345, obs. Dominique Legeais, et p.410, obs. Monique Luby; Gaz. Pal. 2003. 1711, note P. Flores et G. Biardeaud.

- 11) CJCE 21 nov. 2002, op.cit., pt 33 et 34.
- 12) CJCE 21 nov. 2002, op.cit., pt 35, 36 et 38.
- 13) D. Legeais, op. cit., note 10.
- 14) CJCE 26 oct. 2006, *Mostaza Claro*, aff. C-168/05, Rec. I-10437., pt 25, 28 et 30.
- 15) CJCE 26 oct. 2006, op.cit., pt 35.
- 16) 1999年6月1日 Eco Swiss 判決(C-126/97)の理由37「国内裁判官が、国内手続規則に従い、国内公序規則の無理解に基づく仲裁決定の取消請求を認めるべきとすることを考慮すれば、国内裁判官は同様に、そのような CE81 条 1 文に規定された禁止の無理解に基づく請求を認めるべき、という結果になる。」(Rec.p. I-3093)
- 17) CJCE 26 oct. 2006, op.cit., pt 38.
- 18) Gilles Paisant, L'obligation de relever d'office du juge national., JCP G 2009, 336.
- 19) CJCE 4 oct. 2007, *Rampion*, aff. C-429/05, Rec. I-08050., pt 48.
- 20) CJCE 4 oct. 2007, *Rampion*, aff. C-429/05, JCP 2008. II. 10031., note Gilles, Paissant.
- 21) Ghislain Poissonnier, La CJCE franchit une nouvelle étape vers une réelle protection du consommateur., D.2009. n°34., p. 2312.
- 22) G. Paissant., op. cit., note 18.
- 23) Stéphane Piedelièvre, Gaz Pal., 2012 n°340., Jur. p.19.
- 24) G. Poissonnier, op. cit., note 21.
- 25) G. Poissonnier, op. cit., note 21.
- 26) G. Paissant., op. cit. note 18.
- 27) 「当事者を、彼らが相手により提示されたあらゆる要素を認識し、討論する可能性を有するような、手続上の地位に置くことを導く。この要請の遵守は、当事者同様、裁判官に関する。」(Natalie Fricero, Procédure civile.4éd., L.G.D.J 2011, n° 254)
- 28) Natalie Fricero, *Procédure civile janvier 2009-octobre 2009.*, JCP G 2010, Panorama, p.169.
- 29) G. Paisant, op. cit., note 2.
- 30) G. Poissonnier, op. cit., note 21.